

設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類  
(令和6年12月6日受付分)

特定非営利活動法人  
美しくイキイキ120

縦覧期間

令和6年12月6日(金)から  
令和6年12月20日(金)まで

## 特定非営利活動法人 美しくイキイキ 120 定款

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 美しくイキイキ 120 という。

#### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所及びその他の事務所を兵庫県明石市に置く。

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

第3条 この法人は、地域住民全体に対して、美容施術の提供を通じた健康増進とコミュニティ形成に関する事業を行います。美容を通して女性の生きがいを喚起し、脳を活性化し、介護予防を行うことを主たる目的とします。「皮脳同根」と言われるように脳とお肌、美容は綿密に関係しています。地域の高齢者に美容施術者として技術を習得していただき、施術で指を動かすことで、脳を活性化し認知症を予防し、生きがいを創出します。そして地域住民が生涯にわたって心身ともに健康で美しくいられるように健康美容施術を通して介護予防に貢献することを目的とします。

美容業界における高齢者・障害者・外国人留学生の雇用を促進し、多文化共生社会の実現に貢献します。

障害者の方々が健康と美容に関する専門知識・技術を習得できるよう、個々のニーズに合わせた支援を行い、安心して働ける環境を提供し、社会参加と経済的自立を支援します。

福祉の増進、国際協力、まちづくり、地域活性の振興等が相互補完し合うことでより力強く社会課題の解決が進み、平和で創造的な社会が実現することを目的とします。

#### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

#### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 高齢者の介護予防と生きがい創出を目的としたサロン事業
- (2) 高齢者向け健康増進体験イベント事業
- (3) 障害者雇用推進事業
- (4) 外国人留学生等の雇用推進事業
- (5) 地域安全活動事業
- (6) その他、当法人の目的を達成するための事業

### 第3章 会員

#### (会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人
- (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (職員)

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

#### (種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

#### (構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第48条の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数

- (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
- (4) 議長の選任に関する事項
- (5) 審議事項
- (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (7) 議事録署名人の選任に関する事項
  - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

### （構成）

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

### （権能）

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

### （開催）

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

### （招集）

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

### （議長）

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

### （定足数）

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

### （議決）

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。  
2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第36条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事の現在数
  - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。）
  - (4) 審議事項
  - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。



## 第9章 公告

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

## 第10章 雑則

(施行細則)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	有江啓子
副理事長	小川優子
理事	高橋信恵
監事	蒔田由紀子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2026年10月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から2025年8月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	団体
① 入会金	1,000円	0円
② 年会費	1,000円	0円
(2) 賛助会員 (総会での議決権なし)	個人	団体
① 入会金	0円	0円
② 年会費	1口 2,980円	1口 10,000円

役員名簿

特定非営利活動法人 美しくイキイキ120

役名		住所又は居所	報酬の有無
理事長	アリエケイコ 有江 啓子	[Redacted]	無
副理事長	オガワユウコ 小川 優子	[Redacted]	無
理事	タカハシ ノブエ 高橋 信恵	[Redacted]	無
監事	マキタ ユキコ 蒔田 由紀子	[Redacted]	無

## 特定非営利活動法人 美しくイキイキ120 設立趣旨書

### 1. 設立趣旨

高齢化社会の進展に伴い、介護予防や生きがいづくりが近年の重要課題となっています。誰もが年齢、国籍、障害の有無にかかわらず、120歳までイキイキと元気に現役で仕事ができ社会に貢献できる社会の実現を目指します。

私は40年間、明石市で化粧品販売エステサロンを運営してきました。その中で、全国美容業界で活躍する先生方、仲間たちが、いつまでも元気でイキイキと仕事をしている姿を見てきました。そして、美しくありたいという女性の願いを叶える美容の仕事が、単なる「サービス」を超え、高齢者の介護予防にもつながることを実感しています。そこで、本団体は、美容を通して女性の美と健康を促進し、生きがいと社会貢献の場を提供することで、地域社会の活性化に貢献することを目的として設立します。

従来のエステサロンは、敷居が高いというイメージがあり、一般の方々が気軽に利用できる環境ではありませんでした。地域に根ざした活動を通して、誰でも気軽に美容健康サービスを受けられる環境を整備することで、心身の健康増進に貢献したいと考えています。介護予防と美容健康技術を融合した事業を展開することにより、高齢者の健康増進と社会貢献を目指します。

本団体は、美容を通して女性の生きがいを喚起し、脳を活性化し、介護予防を行うことを主たる目的とする。また、日本社会は少子高齢化と外国人労働者の増加という大きな課題を抱えています。そこで、私は特定非営利活動法人 美しくイキイキ120 を設立し、特定非営利活動を通して、地域社会の活性化と持続可能な社会の実現に貢献したいと考えております。

### 2. 活動内容

#### 高齢者の介護予防と生きがい創出を目的としたサロン事業

地域の高齢者の方々向けの美容健康体験、美容健康教室の開催。美容健康施術者として美容健康技術を習得していただき、施術で指を動かすことで、脳を活性化し認知症を予防し生きがいを創出します。

高齢者の方々、地域の女性が心身ともにリラックスできる空間を提供し、専門スタッフによる美容健康施術を通して、新進の健康増進と介護予防をサポートします。

週2回、高齢者の閉じこもりや地域からの孤立を防止し、住み慣れた地域で健康で生き生きとした生活を送ることができるようにするために、高齢者等が自由に集い、交流することができる場所（ふれあいの居場所）を提供します。

化粧品を続けることが、高齢者の健康寿命の延伸への取り組みの1つであるという意識も広がってきていることから、簡単なお肌のお手入れ方法を紹介する美容健康教室を定期的を実施します。

#### 高齢者向け健康増進体験イベント事業

いつまでも元気でイキイキと過ごすためには、元気なうちから介護予防に取り組むことが大切です。そこで、多くの市民の方に介護予防について理解していただくため、美容健康施術による介護予防を体験できるイベントを開催します。

#### 障害者雇用推進事業

美容に関する専門知識、技術の習得の支援をします。障害のある方々が美容に関する専門知識、技術を習得できるよう、個々のニーズに合わせた支援を行います。手話通訳有り。

障害者が安心して働ける環境、サロンを提供し、社会参加と経済的自立を支援します。

#### 外国人留学生等の雇用推進事業

外国人留学生等のために美容に関する専門知識、技術の習得の支援をします。外国人留学生等が美容に関する専門知識、技術を習得できるよう、個々のニーズに合わせた支援を行います。通訳有り。  
外国人留学生等が安心して働ける環境、サロンを提供し、経済的自立を支援します。

#### 地域安全活動事業

高齢者を狙った特殊詐欺や強盗の被害は深刻な情勢が続いており、犯罪に対して不安を抱く高齢者が少なくありません。こうした犯罪を防ぎ、さらに地元地域の安心安全を守るための防犯パトロールやサロン周辺の清掃活動など地域安全活動に取り組んでいきます。

### 3. NPO法人設立の必要性

少子高齢化、労働力不足、多様な価値観の共存という課題を現代社会は抱えています。特に本団体が主たる目的とする高齢者の介護予防、障害者の雇用推進、外国人留学生等の雇用推進という分野は、早急に社会全体で取り組むべき課題です。本団体は、その活動が営利目的ではなく、その課題解決のために広域でより多くの市民の方々に参加していただくことが不可欠で、目的である社会貢献活動を行うためにNPO法人設立が必要不可欠です。

NPO法人の活動を通して地域社会に貢献し、より多くの地域の方々にも参加を呼びかけていきたいと思えます。

さらにNPO法人としての公的な立場を活用し、行政機関や企業との連携を強化し、より効果的な活動を実施します。

### 4. 設立の経緯

私は、長年にわたってエステティシャンとして活動してきました。その中で施術が単に美容だけでなく、心身の健康にも大きな効果をもたらすことを実感してきました。特に女性は年齢を重ねるにつれて、自信を失ったり、孤独を感じたりすることが多くなります。しかし、施術を受けることで、外見だけでなく内面からも美しくなり、生き生きとした表情を取り戻すことができます。

さらに、施術を学び、他者に施術を行うことは、単なる施術ではなく、お客様とのコミュニケーションを通してお互いの心身をケアする大切な役割も担っています。お客様の話をじっくりと聞き、共感することで、お客様の心の支えとなり、生きがいを見つけるきっかけを提供することもできます。

これらの実体験の中から、施術をする側も受ける側も美容健康施術を通して120歳まで美しくイキイキと元気に過ごすための介護予防につながると確信しています。そしてこの新しい介護予防としての施術をより多くの地域の方々、より多くの高齢者と共に知って体験していただくことで、元気で明るい社会を実現していきたいと考えています。施術の持つ力を今よりもっと数多くの人に知ってもらい、女性の美と健康、そして生きがいづくりに貢献し、元気で明るい社会を実現したいという思いから、特定非営利活動法人を設立することを決意しました。

### 5. 今後の展望

本団体は、地域に根差した活動を行い、高齢者の健康と生き甲斐創造を促進するための様々な事業を展開していきます。本団体の活動を通して、女性が年齢に関係なく美しく生き生きと輝ける社会を実現し、地域社会の活性化に貢献していきたいと考えております。

また、行政や民間企業と連携し、より多くの人に施術の恩恵を届けられるよう努めてまいります。

高齢者の介護予防施術を広める活動とともに、障害者、外国人留学生等の雇用を推進することで地域社会に貢献していきたいと考えております。

### 6. 結び

本団体 美しくイキイキ120 は、高齢者、障害者、外国人留学生等の方々など、あらゆる人々が心身ともに健康でいきいきと暮らせる社会の実現を目指します。皆様のご理解とご協力を賜りますよ

う宜しくお願い申し上げます。

2024年 9月 17日

特定非営利活動法人 美しくイキイキ120  
設立代表者 氏名 有江啓子

## 2024年度事業計画書

設立の日から2025年8月31日まで

### 特定非営利活動法人 美しくイキイキ120

#### 1. 基本方針

美しくイキイキ120は法人設立を機に、地域の高齢者に美容施術者として技術を習得していただき、施術で指を動かすことで、脳を活性化し認知症を予防し、生きがいを創出します。地域で、誰もが明るく楽しい毎日を送れる活動をしてまいります。地域の高齢者には介護の必要なく、元気にイキイキと過ごしていただきます。

#### 2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び 予定人数	収益見込 (千円)
(1)高齢者の介護 予防と生きがい創 出を目的としたサ ロン事業	・サロン整備、管理 ・高齢者施術者の育成教室の 開催 ・高齢者の居場所提供(週2回)	随時	自宅サロン	市民、社員 約5人/回	315
(2)高齢者向け健 康増進体験イベ ント事業	・健康美容施術サービスの 普及 ・健康器具体験	随時	自宅サロン 明石市市民広場	市民 約50人/回	25
(3)障害者雇用推 進事業	・障害者施術者の育成教室の 開催(手話講師通訳有)	本年度は 準備期間	自宅サロン	障害者約10人	0
(4)外国人留学生 等の雇用推進事 業	・外国人留学生等の育成教室の 開催(通訳有)	本年度は 準備期間	自宅サロン	外国人留学生等 約10人	0
(5)地域安全活動 事業	朝霧町周辺の清掃活動、防犯パ トロール	週1回程度	自宅サロン周辺	市民、社員 約10人/回	0
(6)その他、当法 人の目的を達成 するための事業	定款第5条第1項第1号～第5号には規定されていないものの法人として実施が必要になつた事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。				0

#### 3. 事業実施体制

##### (1)会議に関する事項

- ①通常総会 9月
- ②理事会 年3回

##### (2)事務局体制

事務局長:有江真吾、事務局スタッフ:田淵弥生、有江啓子

2025年度事業計画書

2025年9月1日から2026年8月31日まで

特定非営利活動法人 美しくイキイキ120

1. 基本方針

美しくイキイキ120は法人設立を機に、地域の高齢者に美容施術者として技術を習得していただき、施術で指を動かすことで、脳を活性化し認知症を予防し、生きがいを創出します。地域で、誰もが明るく楽しい毎日を送れる活動をしてまいります。地域の高齢者には介護の必要なく、元気にイキイキと過ごしていただきます。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び 予定人数	収益見込 (千円)
(1)高齢者の介護 予防と生きがい創 出を目的としたサ ロン事業	・サロン整備、管理 ・高齢者施術者の育成教室の 開催 ・高齢者の居場所提供(週2回)	随時	自宅サロン	市民、社員 約5人/回	415
(2)高齢者向け健 康増進体験イベ ント事業	・健康美容施術サービスの 普及 ・健康器具体験	随時	自宅サロン 明石市市民広場	市民 約60人/回	40
(3)障害者雇用推 進事業	・障害者施術者の育成教室の 開催(手話講師通訳有)	本年度は 準備期間	自宅サロン	障害者約10人	0
(4)外国人留学生 等の雇用推進事 業	・外国人留学生等の育成教室の 開催(通訳有)	本年度は 準備期間	自宅サロン	外国人留学生等 約10人	0
(4)地域安全活動 事業	朝霧町周辺の清掃活動、防犯パ トロール	週1回程度	自宅サロン周辺	市民、社員 約10人/回	0
(5)その他、当法 人の目的を達成 するための事業	定款第5条第1項第1号～第5号には規定されていないものの法人として実施が必要になった事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。				0

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ① 通常総会 9月
- ② 理事会 年3回

(2) 事務局体制

事務局長:有江真吾、事務局スタッフ:田淵弥生、有江啓子

2024年度活動予算書  
 設立の日から2025年8月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額	
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		
正会員受取会費	28,000	
賛助会員受取会費	14,900	
		42,900
2. 受取助成金等		
受取地方公共団体助成金	50,000	
受取民間助成金		50,000
3. 事業収益		
高齢者の介護予防と生きがい創出を目的としたサロン事業	315,000	
高齢者向け健康増進体験イベント事業	25,000	
障害者雇用推進事業	0	
外国人留学生等の雇用推進事業	0	
地域安全活動事業	0	
その他、当法人の目的を達成するための事業	0	
		340,000
4. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
		0
経常収益計		432,900
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	120,000	
法定福利費		
人件費計	120,000	
(2) その他経費		
講師謝金	10,000	
消耗品費	15,000	
印刷費	10,000	
通信費	100,000	
研修費	0	
広告宣伝費	35,000	
保険料	0	
会場費	85,000	
会議費	8,000	
その他経費計	263,000	
事業費計		383,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
給与手当	30,000	
法定福利費	0	
人件費計	30,000	
(2) その他経費		
消耗品費	0	
印刷費	0	
通信費	0	
旅費交通費	10,000	
光熱水費	0	
保険料	0	
会議費	8,000	
租税公課	0	
その他経費計	18,000	
管理費計		48,000
経常費用計		431,000
当期正味財産増減額		1,900
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		1,900



2025年度活動予算書  
2025年9月1日から2026年8月31日まで

(単位:円)

科目	金額	
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		
正会員受取会費	14,000	
賛助会員受取会費	14,900	
		28,900
2. 受取助成金等		
受取地方公共団体助成金		
受取民間助成金	0	
		0
3. 事業収益		
高齢者の介護予防と生きがい創出を目的としたサロン事業	415,000	
高齢者向け健康増進体験イベント事業	40,000	
障害者雇用推進事業	0	
外国人留学生等の雇用推進事業	0	
地域安全活動事業	0	
その他、当法人の目的を達成するための事業	0	
		455,000
4. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
		0
経常収益計		483,900
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	160,000	
法定福利費		
人件費計	160,000	
(2) その他経費		
講師謝金	10,000	
消耗品費	15,000	
印刷費	10,000	
通信費	100,000	
研修費	0	
広告宣伝費	40,000	
保険料	0	
会場費	85,000	
会議費	8,000	
その他経費計	268,000	
事業費計		428,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
給与手当	30,000	
法定福利費	0	
人件費計	30,000	
(2) その他経費		
消耗品費	0	
印刷費	0	
通信費	0	
旅費交通費	10,000	
光熱水費	0	
保険料	0	
会議費	8,000	
租税公課	0	
その他経費計	18,000	
管理費計		48,000
経常費用計		476,000
当期繰越正味財産増減額		7,900
前期繰越正味財産額		1,900
次期繰越正味財産額		9,800